

空き家など長期不在となる場合の水道の管理について

長期不在となる場合は、日常的な管理が行き届かなくなるため、万が一、給水管などが破損し漏水した場合でも発見が遅れてしまいます。そうなりますと水道料金等が過大となる恐れがあります。

水道メーターから宅地側の給水管等については、使用者様の所有物であるため自己責任において適切な管理をお願いいたします。

【空き家等長期にわたって不在になる場合に確認すること】

1 蛇口の閉め忘れがないか確認する

宅地内（家の中、外すべて）の水道の蛇口をすべて閉まっているか確認をお願いします。

2 水道メーターを確認する

すべての蛇口を閉めた状態で水道メーター内のパイロットが回っていないか確認してください。少しでも回っている場合は、漏水しています。その場合は、メーターボックス内の止水栓を閉めて、早急に越生町指定給水工事店に修理を依頼してください。

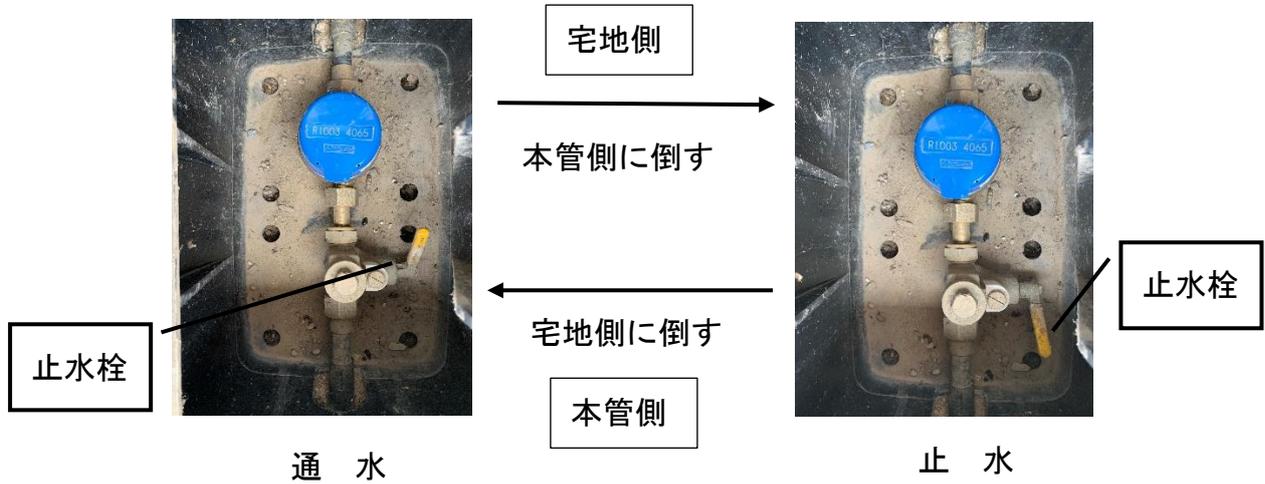
※ 2ヶ月に1回、水道メーターの検針を実施しておりますが、早期発見するには定期的な水道メーターの点検を実施することが効果的です。



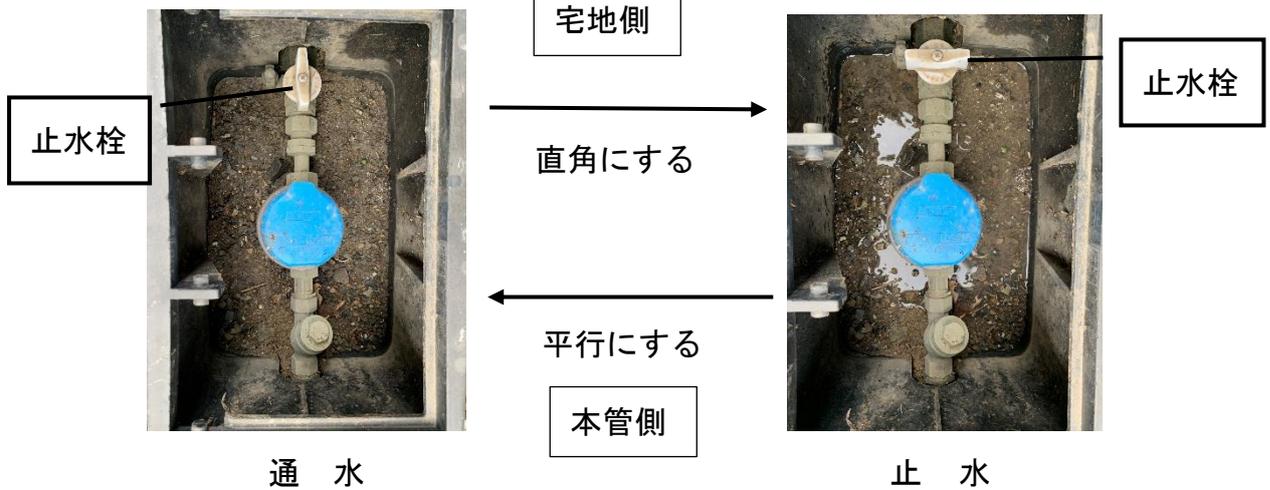
3 対策・手続き

- (1) メーターボックス内の止水栓を閉め、蛇口から水がでないことを確認してください。使用するときのみ止水栓を開ける。毎月、水道料金は発生します。

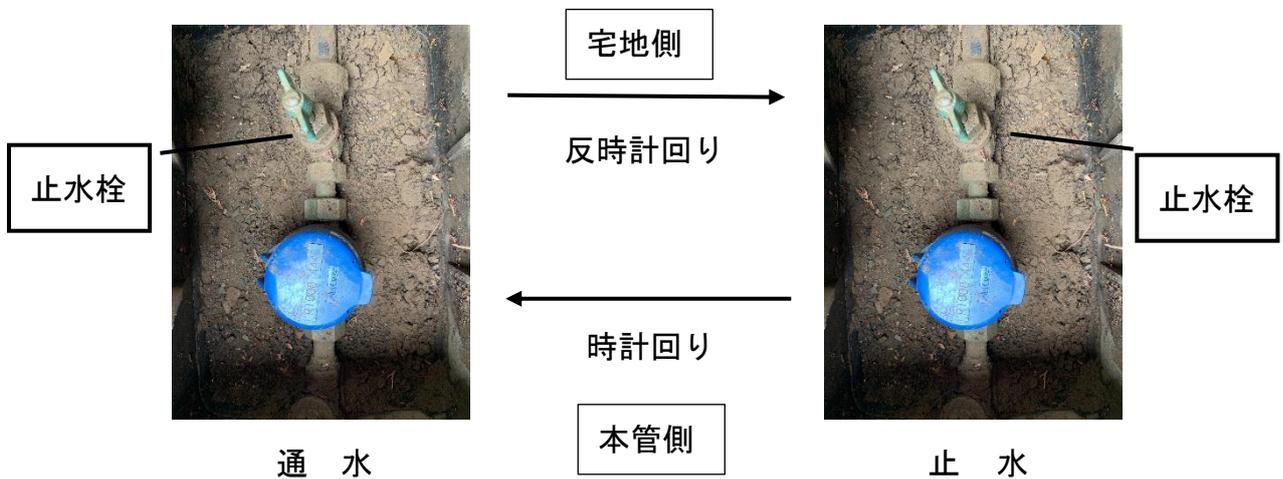
【レバー式】



【つまみ式】



【ネジ式】



(2) 休止（閉栓）の手続きをする。休止することにより水道料金の基本料金が発生しなくなります。休止を希望する場合には、越生町水道課庶務担当（049-292-3002）へ連絡してください。手続きについては、越生町役場町民課でも行うことができます。なお、休止（閉栓）後に再度、使用する場合は、開始の手続きをすることで再度使用することが可能です。

4 その他

単身世帯で急な入院や施設入所等などで自宅を離れる場合にも同様の対応をお願いいたします。

お問い合わせ先

越生町水道課 庶務担当

〒350-0423

埼玉県入間郡越生町大字大満629

電話：049-292-3002（直通）

FAX：049-292-6044